

新型コロナウイルス緊急対策本部（第18回）

日時：令和3年3月20日（土）8：40～

場所：都道府県会館3階 知事会会議室（WEB 会議）

1 開 会

（幹事長 古尾谷事務総長）

2 本部長挨拶

（本部長（全国知事会会長） 飯泉徳島県知事）

3 議 題

（1）緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言

（2）みんなで新型コロナを抑えよう宣言

（本部長代行・副本部長 平井鳥取県知事）

（3）新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チームの報告

（新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チーム 副チームリーダー 鈴木三重県知事）

（新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チーム 副チームリーダー 村岡山口県知事）

4 その他

【配付資料】

- 出席者名簿
- 資料1 緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言（案）
- 資料2 みんなで新型コロナを抑えよう宣言（案）
- 資料3 ワクチン接種特別対策チームによる取組成果の報告～分析担当の立場から～
- 資料4 全国知事会緊急提言への国の対応状況と今後の課題 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チーム（システム担当）
- 参考資料1 緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望について＜34知事による要望＞
- 参考資料2 「Go To トラベル事業」の段階的な再開に係る緊急要望＜32知事による要望＞

第18回新型コロナウイルス緊急対策本部出席者名簿（敬称略）

職 名	氏 名
北海道知事	鈴木直道
青森県知事	三村申吾
山形県知事	吉村美栄子
宮城県知事	村井嘉浩
福島県知事	内堀雅雄
新潟県知事	花角英世
栃木県知事	福田富一
埼玉県知事	大野元裕
神奈川県知事	黒岩祐治
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一
岐阜県知事	古田 肇
愛知県知事	大村秀章
三重県知事	鈴木英敬
福井県知事	杉本達治
滋賀県知事	三日月大造
京都府知事	西脇隆俊
大阪府知事	吉村洋文
奈良県知事	荒井正吾
鳥取県知事	平井伸治
岡山県知事	伊原木隆太
島根県知事	丸山達也
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
香川県知事	浜田恵造
徳島県知事	飯泉嘉門
高知県知事	濱田省司
福岡県知事職務代理者（副知事）	服部誠太郎
佐賀県知事	山口祥義
長崎県知事	中村法道
大分県知事	広瀬勝貞
宮崎県知事	河野俊嗣
鹿児島県知事	塩田康一
沖縄県知事	玉城 徳一

緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言（案）

1月7日に発出された緊急事態宣言は、3月21日をもって全国で解除されることとなった。しかし、変異株は全国に広がりつつあり、新規感染者数が下げ止まり、再拡大の傾向が見られる地域もあることから、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、これまでの第3波の検証を行い、実効性のある対策をあぶり出して、強力な保健・医療体制を構築しなければならない。また、医療従事者向けの新型コロナウイルスワクチンの接種が始まったが、来月から始まる高齢者への接種を含め広く国民への接種体制を確立し、新型コロナに対する集団免疫獲得を目指すことが急務である。

他方、2か月半以上におよぶ緊急事態宣言により、宣言対象地域はもとより、それ以外の地域においても歓楽街や観光地をはじめ地域経済が危機的な状況に陥っており、一刻も早い支援が必要である。

我々47人の知事は、一致団結して国とも連携しつつ、感染を抑え込むために積極的疫学調査を徹底するなど、全力を尽くして、全国民が安心し、希望をもって暮らしていける日々を取り戻す決意である。また、全国知事会としても、保健師や看護師等の派遣協力を通じて、全国での感染の抑え込みに努める所存である。

については、政府におかれても、下記の項目について対処されるよう提言する。

1. 感染再拡大の防止及び第4波に備えた保健・医療体制の充実・強化について

- 国においては、第3波の経験と検証を踏まえ、感染再拡大（リバウンド）を回避するため警戒を緩めず感染防止対策を継続するよう、国民や事業者への呼び掛けを強力に行うこと。
- 宣言解除後の再拡大を防ぐ上で、変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが今後の対策の根幹であり、積極的疫学調査の徹底を図り、都道府県・保健所が感染ルートを探知し感染の封じ込めを図ること。併せて、大規模なPCR検査実施など思い切った対策を速やかに講じ、PCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うとともに、まん延防止等重点措置を柔軟に発動するなど機動的に対処すること。
- 感染者数の急増時においても積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫

に対応するため、業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。

- これまでの経験を踏まえ、年度末・年度初めに全国的に人の移動や飲食の機会が増加することにより、感染が再拡大することのないよう、国として対策を検討するとともに、感染防止対策の重要性を国民に強くアピールすること。また、テレワークや時差出勤の促進について、事業者への要請を引き続き行うとともに、導入に係る支援を強化すること。
- 全国各地での変異株の確認を踏まえ、E484 変異も含め全国において新型コロナウイルス検体の遺伝子解析を行う体制を整備し、早急に国内の新型コロナウイルスの感染力や世界各国で確認されている変異株との関係についての分析、感染力の変化や特性、後遺症などの科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、退院基準も含め最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。また、世界各国での変異株の確認等を踏まえ、現行の水際対策については緊急事態宣言解除後も当面継続し、緩和の時期は慎重に判断するとともに、引き続き入国規制の強化に取り組み、「入国者健康確認センター」による入国者のフォローをすべての入国者に早期に拡大すること。
- この度の第3波において、患者の急増により重症者や死亡者が増加し、通常医療にも支障が生じた経験を踏まえ、今後の第4波に備えて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用や診療報酬の引上げ等により、重症病床や回復患者を受け入れる後方支援病床・社会福祉施設等を確保するとともに、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保に取り組むこと。また、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を行うこと。
- 診療・検査医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることを踏まえ、補助金の交付や个人防护具（PPE）の支給等の支援を新年度においても継続すること。
- 第4波への対応を図るとともに、今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、医療従事者や重症化リスクの高い高齢者施設等における感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査や感染が確認された場合の

支援チームの派遣について、引き続き支援すること。

- 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- 後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、後遺症の実態解明を早急に進めるとともに、対策に取り組むこと。

2. 緊急事態宣言により影響を受けた全国の事業者への支援及び雇用対策について

- 全国で一致団結し感染拡大を抑え込む対策を実施してきたところであり、緊急事態宣言対象地域外の地域や営業時間短縮要請の対象となった飲食業以外の業種においても、厳しい影響が生じている。こうした地域や業種を問わず多くの事業者が国全体の感染拡大防止に協力し雇用継続に努力されていることに鑑み、国においては、緊急事態宣言対象地域はもとより、それ以外の地域や飲食業以外の業種においても実効性ある経済雇用対策を公平に講ずるよう、強く求める。

ついては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設することも含め、感染拡大の影響を受け厳しい経営環境にある事業者に対して地方が独自に支援できるようにすること。また、一時支援金について、緊急事態宣言対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲食業等自粛の影響が強く現れた業種には、速やかな実効性のある対策を講じるとともに、国民から十分な理解が得られるよう、事業者の経営への影響の度合いを勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮すること。

- 緊急事態宣言地域においても、宣言解除後の営業時間短縮要請に伴う協力金等に要する財政負担が多額となることが見込まれるため、即時対応特定経費交付金の交付要件緩和や、感染者の多い地域に対する感染症対応分の増額など、国として全面的な財政措置を行うこと。また、緊急事態措置区域から除外された都県及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされた都県における協力金の支給対象区域は、都県内全域とすることを含め都県の意向を尊重すること。

- 民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み等の期限及び償還期間等の延長や返済猶予等も含めたアフターケア、信用保証協会に対する信用補完制度の拡大や支援、大企業とみなされ対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うこと。併せて、一時支援金も含め各種の支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備や適正な手数料設定、申請簡素化などにより、迅速で実効的な支給につなげること。
- 緊急事態宣言に伴う Go To トラベル事業等の一時停止により、裾野の広い観光産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでおり、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を行うこと。特に、大きな損失を被っているバス・鉄道・航空・船舶・タクシー等の交通事業者や旅行業者・宿泊業者・土産物店等の観光関連事業者、飲食事業者、運転代行業者、ブライダル事業者に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。また、コメをはじめ農林水産業への影響に対する対策を講じること。
- 生産性向上や新たな付加価値創出、産業の国内回帰、新たなビジネスモデルへの転換等に対する予算措置を、地域独自の対策の支援も含め、十分に講じること。
- 第3次補正予算に計上された中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業については、速やかな執行を図るとともに、多くの事業者が活用できるよう柔軟な運用を行うこと。
- 各地域の実情に応じた経済社会対策が必要であり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、今後の感染状況も踏まえ、必要に応じた予備費の活用も含め、交付金の増額を機動的に行い、令和3年度もすべての地方自治体が必要とする額を国において確保するとともに、地方財政対策を十分に行うこと。
- Go To キャンペーン事業については、感染状況などの地域の実情を踏まえ、例えば Go To トラベル事業において感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合をはじめ段階的に再開するなど、感染状況に応じ、適切かつ弾力的に運用すること。その際、地域共通クーポンについては、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となるよう検討すること。また、地域間に不公平が生じないようにするとともに、幅広い業種の支援につながることも勘案し、Go To キャンペーン事業の実施期限を延長すること。なお、早期の再開が困難な場合は、地方の独自の支援に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額配分するなど柔軟な対応を検討すること。

Go To イート事業については、食事券の販売期間及び利用期間が都道府県ごとの運用とされていることから、事業者や国民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めるほか、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。

- 緊急事態宣言の対象地域の内外を問わず、飲食店をはじめ様々な業種で働くパートやアルバイトも経済的な影響を受けていることから、事業者に対して、パート、アルバイト等への休業手当の支払いと雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用などを強く働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付金について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。
- 新型コロナウイルス感染症のもたらす影響により雇用に対する情勢が深刻化しつつあり、国費の拡充を通じ雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・休業給付金の更なる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図るほか、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。なお、雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減を検討する際は、地域の経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う離職者を支援するため、新たなスキルの習得といった職業能力開発促進策等の一層の拡充・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図ること。

3. ワクチン接種体制の円滑な実施について

(1) ワクチン接種の進め方及び体制の確保

- ワクチン接種については、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めること。また、ワクチン供給が予定どおり確実に行われることはもとより、現場での準備が円滑に進むよう、国として、いつまでに国民の何割の接種を目指すのかというグランドデザインを早期に明らかにした上で、ワクチンの種類や量、供給時期、副反応等の情報を含め、より具体的に供給スケジュールや配分量等について可及的速やかに示すこと。併せて、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつ

わかりやすく周知・広報を行うこと。

- 医療従事者等に対する優先接種に際しては、輸入枠の確保や既に承認申請がなされた国内で製造しているワクチンの早急な承認手続など、ワクチンの総数を十分に確保・供給すること。また、医師数以外の指標も考慮する等適切に配分を進め、できる限り速やかに医療従事者等への優先接種を完了し、接種期間の重複による支障を極力生じることのないよう、高齢者に対する優先接種への円滑な移行を図ること。
- 全国で約４８０万人となっている医療従事者等の優先接種の対象人数には、２月１６日の国通知によって新たに医療従事者等の対象になり得るとされた「助産所の従事者」「医学部生等の医療機関において実習を行う者」「予防接種業務に従事する者」が含まれていないことや、４月の年度替わりには新規採用や異動が集中することを踏まえると、対象人数は約４８０万人からさらに増加すると見込まれるため、早急に対象人数の上積みを把握するとともに、上積み分も含めた対象者数全てが接種可能な量のワクチンを迅速かつ確実に供給すること。
- 各都道府県の実情に応じた接種が円滑に実施できるよう、ワクチンの供給状況に応じ、基本型接種施設から基本型接種施設への移送を可能とするなど、「ワクチン接種円滑化システム（V－S Y S）」の仕様により各都道府県の運用が制限されることのないようにし、ワクチン供給の範囲内で都道府県において弾力的に対応できる仕組みとするとともに、医療従事者等への負荷軽減や確実な体制整備を進めながら、現実的なスケジュールのもとに、丁寧かつ着実に進めること。
- 東日本大震災に係る避難者や原発・除染関連作業員も含め、漏れのない接種体制を確立すること。また、各地域での接種を早期に完了することや、重症化リスクが高い高齢者等の施設利用者に直接接する観点から、高齢者施設及び障害者施設の６５歳未満の入所者・利用者、高齢者等の送迎者など接種会場の運営スタッフ、さらには接種順位の上位とならない疾患等で医療機関に長期入院している患者等についても柔軟に優先接種の対象として取り扱うことを可能とするとともに、卸の地域割に関わらず、広域的な取組の実施が可能となるよう手引きを改正するなど、地域の実情に応じて弾力的な対応ができるよう配慮すること。併せて、現場と具体的な情報共有を速やかに行い、ワクチン接種に係る意義や予診票の記入方法の説明動画等、全国的に必要と考えられる周知・啓発の素材について、国において準備し全国に配布するなど、自治体窓口等への支援を行うこと。

- 施設入所者への接種を実施するに当たって、入所者がもれなく接種を受けられるよう、住民票の所在地が他の市区町村の場合の接種券の発行や予診票の同意取得に関する手順等について対応指針を示すこと。
- 4月12日から開始されることとなった高齢者への優先接種に際しては、接種の本格化に向け、段階的に接種範囲を広げながら、得られた知見を効果的に共有しつつ、検証・改善を着実に行之、安全かつ円滑な実施と高齢者の安心の確保につなげること。
- ワクチン接種施設となる医療機関の多くは、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、V－S Y Sに係るIDの確実な交付や簡便な運用等も含め、ワクチン接種に係る事務作業を極力省力化し、医療現場の負荷軽減を図ること。
- 人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うとともに、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とするなど、国として必要な支援を行うこと。
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、送迎費用等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、きめ細かく必要な財政措置を講じること。
- 集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を行うためには、接種に従事する医療従事者に対し、通常の診療を休止するなどの措置を要請する必要がある。接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、財政措置を行うこと。また、集団接種会場で従事した医療従事者の報酬額が地域によって差が生じないように、国において目安となる単価を早急に示すこと。
- 通所介護の事業所の近隣等で利用者へのワクチン接種を行う場合、接種時間は介護報酬に算定されないため、円滑な接種の実施に支障が生じるおそれがあることから、事業所の不利益にならない措置を講じること。
- 国が示した接種委託費用単価(2,070円)は、インフルエンザ予防接種費用と比較して低く抑えられていることから、接種医療機関をできるだけ多く確

保するためにも、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。

- 可能な限りワクチンを有効に活用するため、1バイアルから6回分採取可能な針とシリンジについて、医療従事者等接種分を確実に供給するとともに、高齢者接種分についても速やかに確保することとし、その見通しを早期に示すこと。また、キャンセル分も含めたワクチンの余剰分について、廃棄処理や接種券の送付を受けていない方への接種に係る考え方や、当初予定していた方以外に接種した場合においても予防接種法に基づく健康被害の救済対象とすることなど、国としての対応指針を示すこと。

併せて、ワクチンの希釈に必要な生理食塩水用の針とシリンジについても、医療従事者等接種分に加え、住民向け接種分についても必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。

- 今後、ワクチン接種が本格化する中、保冷バッグ、バイアルホルダー、保冷剤等のワクチン移送に必要な資器材の不足が懸念されることから、必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。

- 各都道府県に設置が求められている副反応専門医療機関の設置については、大学病院や急性期病院など地域の中核的医療機関が想定されているが、これらの医療機関は、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、国において、その他の医療機関も含めた役割を整理し一定の方向性を示すこと。併せて、アナフィラキシー対応に必要となるアドレナリン自己注射薬等の救急措置用品について、必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。

また、接種施設で副反応が起こった際の対応マニュアル等を早期に整備すること。

加えて、現在進められている先行接種で得られた課題や安全性、副反応等に係る知見等を速やかに都道府県と共有するとともに、相談窓口等で活用できる副反応情報FAQの充実を図るほか、供給量に制約がある中で国としての接種に対する考え方を示すこと。

- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国産ワクチン製造の支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

- 市町村においては、各種健診の実施など他の保健業務も引き続き実施する

必要があることから、こうした通常業務に可能な限り支障を来さないようにワクチン接種と各種保健業務との兼ね合いも考慮した上で、各種健診・保健指導等の実施を延期できるようにすることも含め、国としての方針を示すなど、市町村の事務負担軽減に配慮すること。

(2) ワクチン接種関連システム

- ワクチン接種に関連するシステムに係る制度設計は、縦割りを排し、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、自治体等への説明・支援の窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。

また、自治体等に対し、システムに関する情報を速やかに提供するとともに、システムの運用に当たっては、実際に使用する市町村と緊密に連携しながら丁寧な検証を進め、洗い出された課題については、早急に改善につなげるなどの対応に努めること。

- 「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V－SYS）」については、ワクチン接種の会場や医療機関における情報入力を基本としており、その確実な実施に向けて、日本医師会を通じた医療機関への協力要請や入力端末の十分な配布など、必要な措置を講じること。

また、動画等による操作マニュアルの作成・配布や遠隔サポート体制の構築により、円滑なデータ入力を支援するとともに、入力端末の故障やトラブルにも迅速に対応できるよう、予備機の配布を行うこと。

さらに、早期に2つのシステムを情報連携させ、自治体のシステムとの円滑な情報連携を図り、データ入力や移行作業が必要最小限で済むようにするなど、市町村に過度な負担とならないよう改修を行うとともに、接種履歴の管理の一元化を図ること。

また、V－SYSにおける施設類型情報の変更については、これまでの知事会の提言を踏まえて可能とされたところであり、その点は評価しているが、変更できるのは、一度もワクチンの配分を受けていない場合と配分されたワクチンの在庫がない場合に限られており、例えば、医療従事者への接種と高齢者への優先接種が重なる時期に、それぞれの配分量や在庫量に応じた異なる施設類型を併存させることができないなど、ワクチンの移送に支障が生じる恐れがあることから、自治体におけるワクチンの様々な配分方法に柔軟に対応できるよう更なる改善を図ること。

- VRSについては、市町村が安心してシステムを運用できるよう、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムの利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

また、住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから、マイナンバーや

個人情報を含んだデータを組み合わせ、U S Bメモリ等を介してC S V形式で登録・更新する仕様となっているが、住民の転出入を反映するため、この仕様に従ったデータの更新作業が、今後、長期間にわたり継続的かつ頻繁に行われることとなる。このため、市町村が適切に情報漏えい防止の措置を講じることができるよう、国において、具体的な作業手順や留意すべき事項等についてガイドラインを定め、周知徹底を図ること。

さらに、このシステムの稼働に当たっては、新たにデータ登録等の作業が必要となることから、市町村や医療機関に対し、財政面も含め必要な支援を確実に行うこと。

4. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるS N S人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

- 在住外国人の感染が各地域で拡大していることから、在住外国人に対しては、改めて感染対策を呼びかけるとともに、国においても感染拡大防止につなげるための実態把握等を行うこと。また、在住外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、感染防止対策を徹底すること。更に、在住外国人に対する保健所の積極的疫学調査、入院調整、健康観察等をはじめ、宿泊療養施設又は自宅における療養、外来診療・検査等が円滑に進むよう、通訳者等の雇用や多言語化等にかかる経費について、十分な財政的支援を講じるとともに、特に地域で不足する通訳者等の人材の確保・育成を行うこと。また、外国人住民への適切なワクチン接種のため、問診票等の多言語化やコールセンターでの多言語対応などの環境整備と市町村への財政支援も確実に行うこと。

- 子どもの貧困や児童虐待の潜在化のおそれなどを踏まえ、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体への支援を強化するとともに、ひとり親家庭や多子世帯への継続的な支援や生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続、修学旅行実施への配慮、大学生等の経済的負担の軽減や再び就職氷河期世代を生み出さないための対策を講じるなど、将来世代等を応援するための

対策を行うこと。

- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらなる緩和するとともに、今後、生活が困難な方への相談や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。
- 就職・就業の際に必要な各種の国家試験等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、オンライン試験の導入や代替日の設定を行うなど、国において環境整備を図ること。
- コロナ禍における自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力に講じるとともに、交付金等の弾力的な運用を図ること。

令和3年3月20日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
本部員	43都道府県知事		

みんなで新型コロナを抑えよう宣言（案）

3月21日をもって、全国の緊急事態宣言が解除されました。これまでの間の国民や事業者の皆様のご協力、そして医療従事者のご尽力に心から感謝申し上げます。

しかし、これからの年度末・年度初めの時期は、歓送迎会や花見等での会食や、卒業・入学や就職・転勤等による全国的な人の動きなど、感染拡大の契機になりかねない機会が多い時期です。

また、全国で変異株による感染者も増加傾向にあり、今後の感染再拡大が懸念されています。

各都道府県では、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等により、感染拡大の予兆を探知し、仮に予兆が探知された場合には迅速に対応するとともに、全国知事会としても、保健師や看護師の派遣協力などを通じて全国での感染の抑え込みに努めてまいります。

国民、事業者、そして医療関係者の皆様におかれましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、各都道府県の取組にご協力をいただくとともに、感染再拡大を阻止するため、みんなで心ひとつに感染防止に取り組みしましょう。

○ 改めて、基本的な感染防止策の徹底を！

- ・宣言解除で気を緩めることなく、マスク・手洗い・換気などの感染防止策を徹底し、新型コロナウイルス感染症に対して、引き続き注意しましょう。特に、「密閉」、「密集」、「密接」の三密を避け、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり

○ 移動の多い年度末・年度初めは特にご注意を！

- ・都道府県境をまたぐ移動をする際は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、その地域での外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請など、自治体の要請や保健所の指示を守って、ウイルスの広がりをみんなで抑え込みましょう。

○ 事業者の皆さまも引き続きご協力を！

- ・在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、オンライン会議などを一層推進しましょう。
- ・飲食店におかれては、座席間の距離の確保、アクリル板の設置、CO₂モニターを活用した換気の徹底など、大切なお客様や従業員のためにも感染防止対策を徹底しましょう。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別は絶対にやめましょう！

- ・感染者自身のほか、最前線で治療に当たる医療従事者、感染者が発生した団体に属する人、県外から往来された方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめましょう。
- ・また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意しましょう。

令和3年3月 日

全 国 知 事 会

ワクチン接種特別対策チームによる 取組成果の報告 ～分析担当の立場から～

三重県知事 鈴木 英敬

全国知事会新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チーム
副チームリーダー(分析担当)

ワクチン接種特別対策チームによる取組

国家的プロジェクトであるワクチン接種事業に対して、国、都道府県、市区町村等のステークホルダーが一体となって臨み、国全体で前進できるよう、全力で取組を推進

都道府県調査の実施

地方が独自に対応しなければならない事項について、課題の把握やベストプラクティスの共有につなげることを目的として、全都道府県を対象とした調査を実施

ご協力に感謝！



4つ（情報、ヒト、モノ、カネ）の不足を乗り越えるためには国、都道府県、市区町村の連携が不可欠！

2月19日

第2回ワクチン接種特別対策チーム

第1回調査

- 庁内体制、市区町村との連携状況など
各自治体の対応状況、財源確保状況等の把握
- 医療従事者等向け接種、高齢者向け接種、
副反応対応における課題、特徴的な取組の把握

追加調査

- ワクチン供給量が不足する中での課題、
医療従事者等向け接種ワクチンの配分方針
など各自治体の対応状況の把握
- 医療従事者と高齢者の接種時期が
重複した際の懸念事項等の把握

国からも高く評価！

地方からの声を丹念に拾い上げ、得られた知見等を国、都道府県等に共有！ 1

ワクチン接種特別対策チームによる成果①

地方からの声をタイムリーに国に届け、
各自治体のワクチン接種体制の構築に係る**運用の改善を実現！**

地方の実情に応じた
柔軟な対応を！

- ① 各自治体のワクチン配分計画策定に支障が出ないよう、
詳細かつ長期的なワクチン供給スケジュールの早期提示を要望

医療従事者等接種分については **5月10日の週まで**、
高齢者接種分については
4月末までの供給スケジュールを早期に提示！



3月12日 河野国務大臣に要望

- ② 基本型接種施設へのワクチン配分について、
1回目と2回目で配分先の変更を柔軟に認めるよう要望

医療従事者等接種の
第3弾（4月12日の週の配分）から配分先の変更が可能に！

- ③ 基本型接種施設／連携型接種施設※の切り替えや、基本型接種施設と連携型接種施設の
マッチングの変更を可能とするなど、V-SYSの柔軟な運用を要望

一定の条件のもとで、
基本型／連携型の切り替え、基本型－連携型のマッチングの変更が可能に！

※サテライト型接種施設を含む（以下同様）

2

ワクチン接種特別対策チームによる成果②

- ④ 地域の実情に応じて、高齢者接種分のワクチンの医療従事者等への接種を可能とするなど、
都道府県における弾力的な運用を認めるよう要望

高齢者接種用のワクチンの一部を、未接種の**接種に係る医療従事者等に
接種することが可能に！**

- ⑤ 可能な限りワクチンを有効に活用するため、1バイアルから6回分採取可能な針と
シリンジについて、確実な確保・供給を要望

医療従事者等接種分については、**第3弾（4月12日の週の配分）から
6回接種が可能に！**

- ⑥ 通所、在宅サービスの従事者など、優先接種対象者の拡大を要望

- 一定の条件のもとで、通所、在宅サービスの従事者も
高齢者施設等の従事者と同時期の接種が可能に！
- 重い精神疾患や知的障害のある方も優先接種の対象に！**

- ⑦ 離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、
必要な支援を要望

へき地の接種会場への**看護師等の労働者派遣**に関する要件が一部緩和！

特別対策チームが全国のワクチン接種体制の構築に大きく貢献！

3

全国知事会緊急提言への国の対応状況と今後の課題

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チーム(システム担当)

◆全国知事会緊急提言への国の対応状況

- ✓ VRSについて、国として直ちに、制度やシステムの詳細を決定し、自治体等に対して速やかに情報提供を行うこと

⇒ 3月5日付け事務連絡「ワクチン接種記録システム（VRS）への御協力のお願い」及び「ワクチン接種記録システム第二回自治体向け説明会」（3月10日開催）等により、システムの概要や、準備作業、スケジュール等が示された。

- ✓ 接種履歴を正しく迅速に入力できるよう、入力方法は出来る限り簡易なものとすること

⇒ VRSにおける接種履歴の入力は、国から配付されるタブレット端末で予診票を読み取る簡易な方法とされた。

1

全国知事会緊急提言への国の対応状況と今後の課題

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チーム(システム担当)

◆全国知事会緊急提言への国の対応状況

- ✓ VRSについて、従来のマイナンバーに関する取扱いと相反する仕組みに疑義を示す意見が多く寄せられていることから、マイナンバー法等の現行制度との整合性を関係省庁間で十分に協議・検討の上、問題ないことを、その理由付けも含めて整理し、明らかにすること。

⇒ 3月5日付け事務連絡「ワクチン接種記録システム（VRS）への御協力のお願い」や、政府CIOポータルに提示されたFAQ質問集において、VRSにおけるマイナンバー取扱いについては、番号法第9条1項別表第一の十（「予防接種法による予防接種の実施」）等に該当し、特定個人情報の提供については、番号法第19条第15号（「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」）に該当し、VRSの取扱いが許容されるものと整理された。

2

全国知事会緊急提言への国の対応状況と今後の課題

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チーム(システム担当)

◆今後の課題

- ✓ システムに関する速やかな情報提供と、運用に当たっての検証・改善が必要

<必要な措置等>

- システムに関する速やかな情報提供
- 高齢者優先接種(先行接種)で検証を行い、洗い出された課題の早期改善

- ✓ VRSへの接種情報の登録を確実に実施するため、データ入力の支援とトラブルへの迅速な対応が必要

<必要な措置等>

- 動画等による操作マニュアルの作成・配布
- 遠隔サポート体制の構築
- タブレット端末の予備機配布

3

全国知事会緊急提言への国の対応状況と今後の課題

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チーム(システム担当)

◆今後の課題

- ✓ V-SYSで基本型→基本型の融通ができないことや施設類型を変更できる場合が限定されているため、現場の実情に合わせた改善が必要

<必要な措置等>

- 自治体におけるワクチンの様々な配分方法に柔軟に対応できるようにV-SYSを改善

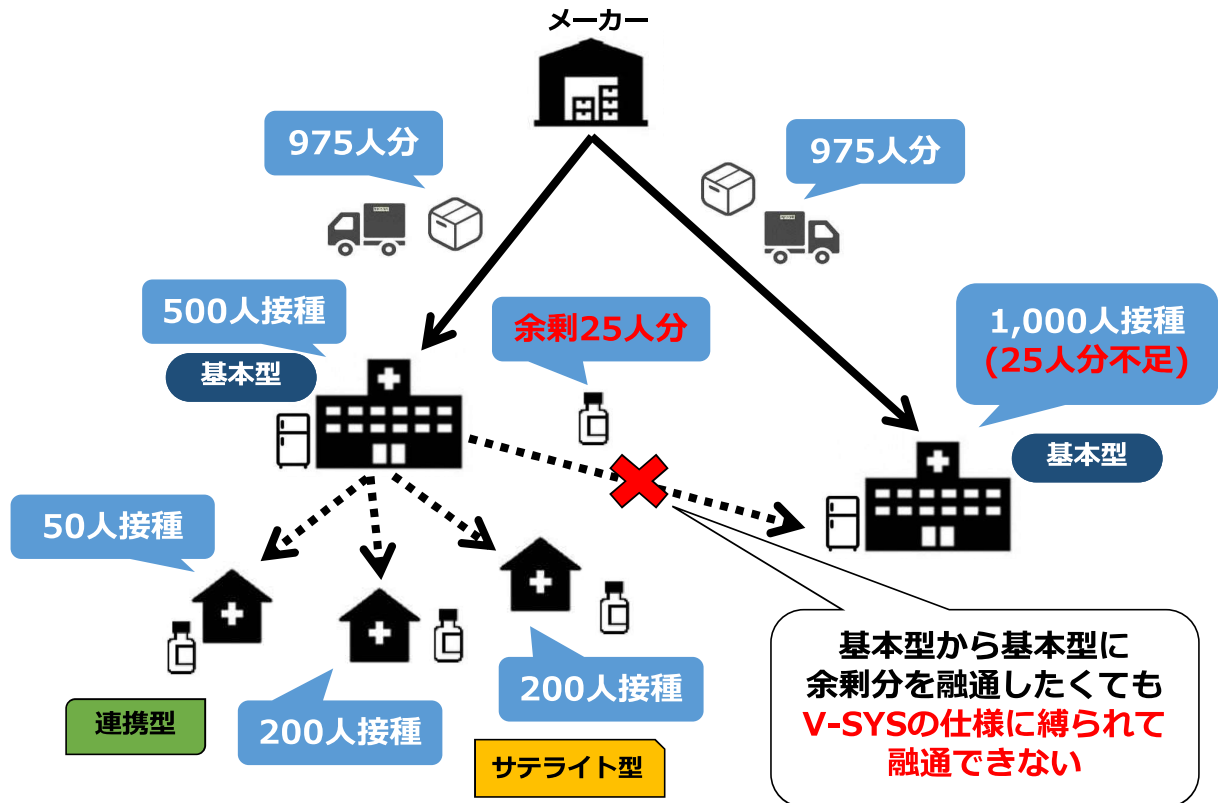
- ✓ VRSは、USBメモリ等を介してCSV形式で登録・更新する仕様となっていることから、市町村が適切に情報漏えい防止の措置を講じることができるよう、国による措置が必要

<必要な措置等>

- 具体的な作業手順や留意事項について、国によるガイドラインの策定と周知徹底

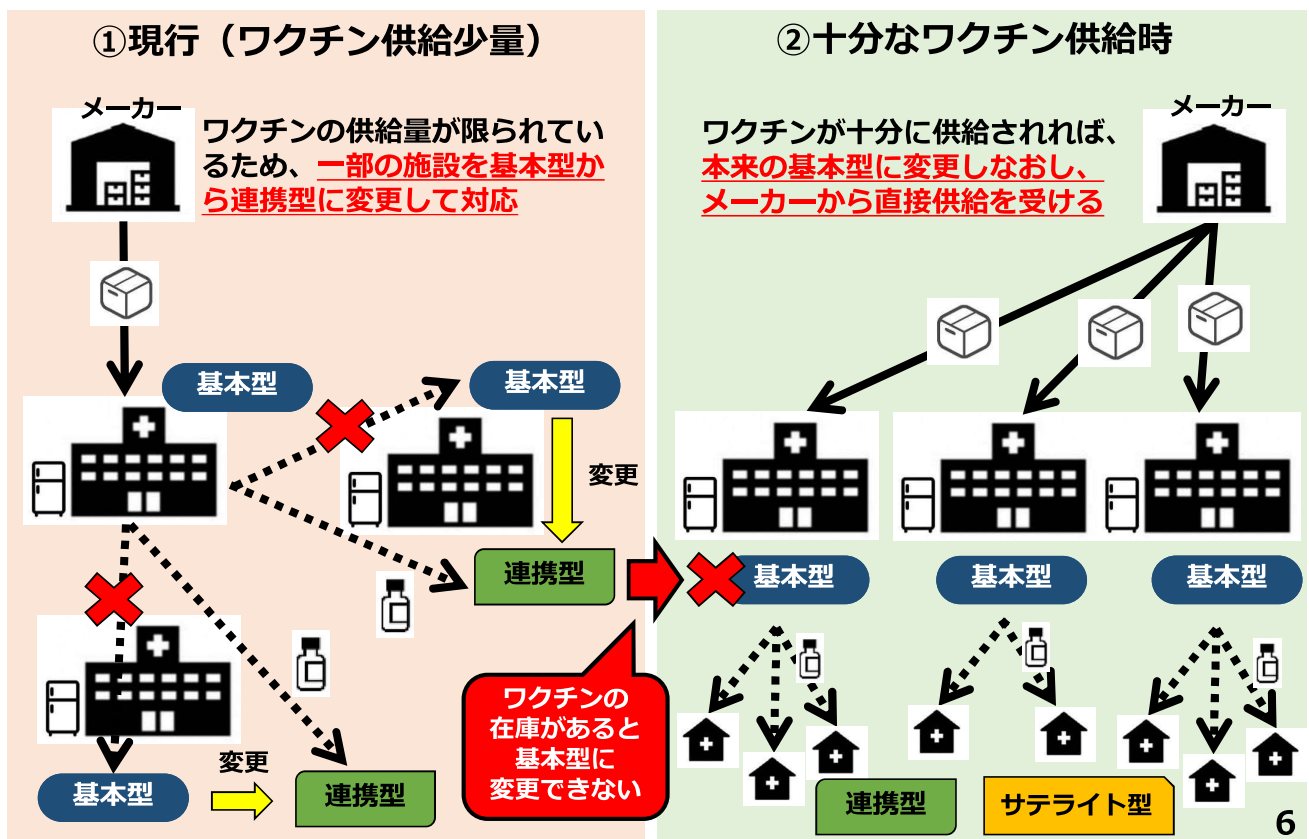
4

基本型から基本型へのワクチンの小分け



5

ワクチン供給量と配送体制の関係



6

緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に 対する支援に係る緊急要望について

年末年始の新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて、1月から11都府県において緊急事態宣言が発出され、感染拡大の起点とされる飲食店に対して営業時間短縮要請が行われた。こうした取組の結果、国民や事業者の協力もあり、全国において感染は確実に減少してきているが、独自の対策で感染拡大の抑え込みに成功し、緊急事態宣言の発出にまで至ることのなかった地域においても、飲食店や関連事業者は、緊急事態宣言を受けた全国的な自粛ムードの中で客足が途絶えるなど、緊急事態宣言地域と同様に危機的な状況にある。

しかしながら、営業時間短縮要請を行わなかった地域の飲食店は、協力金という形で国からの支援が得られない立場である。また、独自の営業時間短縮要請を行った地域においても、飲食店への協力金の支給は行われているが、その取引事業者等に対しては、一時支援金のような国による支援制度は設けられていない状況である。

これまで緊急事態宣言地域のみならず、全国において国民、事業者、行政が連携して感染拡大を抑え込む努力を行ってきた。その影響を受けて大幅に売上げが減少した事業者が存在するにもかかわらず、地域によって得られる支援に差がある現状を、我々は看過するわけにはいかない。国においては、緊急事態宣言地域外の事業者に対しても、実効性ある支援策を公平に講ずるべきである。

ついては、下記について、緊急に要望する。

記

1. 緊急事態宣言地域と同様に危機的な状況にある緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対して、下記により速やかに支援すること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設すること。
 - ・ 一時支援金について、緊急事態宣言地域内の飲食店との取引等の要件撤廃も含め、営業時間短縮要請を受けていない飲食店や観光・宿泊・交通も含めた関連事業者を幅広く支給対象とすること。また、支給額の上限引上げや売上げ要件の緩和等を行うとともに、不要不急の外出・移動の自粛による影響に係る要件については、弾力的かつ柔軟な運用を図ること。
 - ・ 持続化給付金及び家賃支援給付金の再度の支給を行うこと。
2. 感染のリバウンドや第四波等の発生は、既に危機的な状況に置かれている飲食店や関連事業者にとっては致命的な打撃になることから、特に警戒しなければならない。緊急事態宣言の発出にまで至ることなく、独自に感染拡大を抑え込んだ地域では、積極的疫学調査やPCR検査の着実な実施等により封じ込めていることから、緊急事態宣言解除後の地域も含め、全国を通じてその体制を整備すること。

令和3年3月10日

北海道知事	鈴木	直道
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	佐竹	敬久
山形県知事	吉村	美栄子
福島県知事	内堀	雅雄
茨城県知事	大井川	和一彦
群馬県知事	山本	一太
新潟県知事	花角	英世
富山県知事	新田	八朗
石川県知事	谷本	正憲
福井県知事	杉本	達治
山梨県知事	長崎	幸太郎
長野県知事	阿部	守一
静岡県知事	川勝	平太
三重県知事	鈴木	英敬
滋賀県知事	三日月	大造
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
鳥取県知事	平井	伸治
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政
香川県知事	浜田	恵造
愛媛県知事	中村	時広
高知県知事	濱田	省司
佐賀県知事	山口	祥義
長崎県知事	中村	法道
熊本県知事	蒲島	郁夫
大分県知事	蒲瀬	勝貞
宮崎県知事	河野	俊嗣
鹿児島県知事	塩田	康一
沖縄県知事	玉城	デニー

「G o T o トラベル事業」の段階的な再開に係る緊急要望

「G o T o トラベル事業」が全国一斉に一時停止された影響を受け、年末年始を中心に宿泊施設等で多くのキャンセルが発生した。さらに、11 都府県に対して緊急事態宣言が発出されて以降、旅行マインドは一層冷え込み、観光関連産業では極めて厳しい状況が続いている。

こうした中、我々は、安心して観光客にお越しいただくことができるよう、観光関連事業者と連携して感染防止対策の徹底を図ってきたところである。また、感染状況が落ち着いている地域では、独自に宿泊割引等の観光需要の喚起を行っているところであるが、これまでにクラスターが発生したとの報告はない。

ついては、地域経済の活性化に大きな役割を果たしている観光関連産業の維持・発展のため、地域の観光需要喚起に有効な「G o T o トラベル事業」の早急な再開など、下記の点について緊急に要望する。

記

- 1 観光関連産業の本格的な再生のためには、東京都など大都市圏の旅行需要の喚起が不可欠であるが、現在の感染状況に鑑み、客観的な判断基準のもと、まずは感染状況が落ち着いている県単位で早急に「G o T o トラベル事業」を再開すること。また、感染状況を見極めながら段階的に利用対象エリアを広げるなど、各県の意向等も踏まえ、制度を柔軟に運用すること。
- 2 昨年春の全国的な緊急事態宣言の発出以降、インバウンドも含め一年近くに亘って観光需要は低迷し、「G o T o トラベル事業」により一時的に持ち直したものの、観光関連事業者の経営は極めて深刻な状況にあり、回復には相当の期間を要する。また、段階的に対象エリアを広げた場合、地域間に不公平が生じるおそれがあることから、6月末とされている「G o T o トラベル事業」の実施期間を大幅に延長すること。
- 3 制度や運用を変更する場合は、観光関連事業者が十分な準備を整えられるよう事前に周知を図るとともに事務の簡素化等に努めること。

令和3年3月17日

青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	佐竹	敬久
山形県知事	吉村	美栄子
福島県知事	内堀	雅雄
茨城県知事	大井川	和一彦
群馬県知事	山本	一太
新潟県知事	花角	英世
富山県知事	新田	八朗
石川県知事	新谷	本正
福井県知事	杉本	達治
山梨県知事	長崎	幸太郎
長野県知事	阿部	守一
静岡県知事	川勝	平太
三重県知事	鈴木	英敬
滋賀県知事	三日月	大造
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
鳥取県知事	平井	伸治
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政
香川県知事	浜田	恵造
愛媛県知事	中村	時広
高知県知事	濱田	省司
佐賀県知事	山中	祥義
長崎県知事	中村	法道
熊本県知事	蒲島	郁夫
大分県知事	広瀬	勝貞
宮崎県知事	河野	俊嗣
鹿児島県知事	塩田	康一

令和3年3月20日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部長
全国知事会会長 飯泉 嘉門 様

富山県知事 新田 八朗

日頃より、都道府県の意見の取りまとめや国との協議等にご尽力をいただき、感謝申し上げます。誠に申し訳ありませんが、ご案内いただきました第18回新型コロナウイルス緊急対策本部は、所用のため欠席とさせていただきます。

緊急提言(案)・宣言(案)のいずれの内容につきましても、賛成いたします。特に、次の項目については、重ねての追加意見となりますが提出させていただきます。

1 緊急事態宣言解除後の再拡大防止について

緊急事態宣言は解除されるものの、①全国的に新たな感染者数が横ばいから微増の状況が続いていること、②変異株が全国に広がりつつあること、③年度末・年度初めを控え人の移動や飲食の機会が増加することなどから、都道府県が早期に感染源を特定してリバウンドの予兆を探知し阻止できるよう、PCR検査や積極的疫学調査の取組みを支援すること。

2 ワクチン接種について

(1) 医療従事者や高齢者への総供給量の確保

医療従事者や高齢者などへの接種に必要なワクチンを十分に確保することはもちろん、供給されるワクチンの種類や量、供給時期などを可及的速やかに示すこと。

(2) 集団接種の医療従事者の報酬単価の提示

集団接種会場で従事した医療従事者の方々の報酬額が地域によって差が生じないように国において目安となる単価を早急に示すこと。

3 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大や弾力的な運用を認めるとともに、10月以降の財源確保とその見通しを早急に示すこと。

以上、欠席の立場で誠に恐縮ではございますが、富山県の意見を申し述べさせていただきます。よろしくお取り計らいください。

なお、当意見書の提出につきましては、地元報道機関にも情報提供させていただきたいと思いますので、併せてご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。